重要事項説明書

１　事業所の概要

事業所名	ケアセンター　こすもす
所在地	秋田県にかほ市田抓字明後田46-2
電話・FAX番号	ＴＥＬ 0184-37-2060　ＦＡＸ　0184-37-2061
事業所番号	秋田県　０５７１３１３５７６号
管理者の連絡先	畠山　照美 秋田県にかほ市田抓字明後田46-2 ＴＥＬ 0184-37-2060　ＦＡＸ　0184-37-2061
サービス提供地域	にかほ市・由利本荘市

２　事業所の職員体制

職　種	従事するサービスの種類、業務	人　員
管理者（介護支援専門員兼務）	業務全般の管理	常勤1名
介護支援専門員（管理者兼務）	居宅サービス計画の作成	常勤2名

（営業時間）

通年	午前８時３０分～午後５時３０分

※　ただし当該職員が休日の場合は常に連絡が取れる体制を取ります。

３　居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（１）　契約の締結

当事業所にお電話等でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。
当事業所にケアプラン作成を依頼することでご了承いただけましたら、契約書を取り交わします。

（２）　居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要あれば関わっている居宅サービス担当者にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。
課題を解決するための居宅サービス計画の原案をサービス担当者会議を経て作成し、利用者及びご家族に説明し、利用者から文書により同意を得ます。

（３）　経過観察　連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行います。
状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

（４）　施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望したときは、施設の紹介をする等のお手伝いを行います。

（５）　居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービスを変更いたします。

（６）　給付管理

居宅サービス事業所より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、秋田県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

４　利用料金

（１）　利用料金及び利用者負担

居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

ただし、保険料の滞納により法定代理受理が出来なくなった場合、費用の全額をお支払いいただきます。その際、「指定居宅介護支援提供証明書」と領収書を発行いたしますので後日これを市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

その場合の料金は以下となります。

基本利用料

要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
１０，８６０円		１４，１１０円		

加算

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が２区分変更された場合		３，０００円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が入院した日のうちに医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合		２，５００円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合		２，０００円
退院・退所加算	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	カンファレンス参加無	連携1回 4,500円
			連携2回 6,000円
		カンファレンス参加有	連携1回 6,000円
			連携2回 7,500円
			連携3回 9,000円
通院時情報連携加算	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合		５００円

（２）　交通費

前記１のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費は、実施地域から１㎞を超える毎に50円となります。

（３）　解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

（４）　支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月１５日までに前月分の請求をいたしますので、１５日以内にお支払いください。

５　サービスの利用方法

（１）　サービスの利用開始

まずは当事業所にお電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約が締結した後、居宅支援サービスの提供を開始します。

（２）　利用者自身によるサービスの選択と同意

① 利用者自身が介護保険サービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及び家族に対して提供するものとします。

② 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

（３）　サービスの終了

①　利用者のご都合でサービスを終了する場合お電話等で申し出下さればいつでも解約できます。その後当社で定めた様式の文書にてサービスの終了となります。

②　当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合は、終了１ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③　自動終了

以下の場合は双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

◎　利用者が介護保険施設に入所した場合

◎　介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

◎　利用者が要支援と認定され、再び要介護と認定され、担当ケアマネージャーに変更がない場合は本契約書が再び有効なものとします。

◎　利用者がお亡くなりになった場合

④　その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによりサービスを終了させていただく場合があります。

６　当事業所の居宅介護支援の特徴等

（１）運営の方針

1 利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、総合的かつ効率的にサービスの提供を行います。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行うとともに、公正な援助を行います。

3 関係市町村、地域の保険医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。

4 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません 。

5 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）　サービス利用のために

1 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

2 調査（課題把握）の方法については、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用します。

3 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

（３）　サービス利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

（４）　第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価の実施は行なっておりません。

7　サービス内容に関する苦情

1 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当　畠山　照美
ＴＥＬ　0184-37-2060・0184-37-3510　ＦＡＸ　0184-37-2061
受付時間　　午前８時３０分～午後５時３０分（月曜日～金曜日）

2 受け付けた相談・苦情について

当社では苦情解決担当者として有限会社アタカンテ代表取締役金木亨が担当し、受け付けた相談・苦情について苦情に対し丁寧に説明し解決いたします。

3 その他

当事業所以外に市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

にかほ市　長寿支援課	電話　０１８４－３２－３０４２
由利本荘市 長寿生きがい課	電話　０１８４－２４－６３２３
国民健康保険団体連合会	電話　０１８－８８３－１５５０